

広島県選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、江田島市選挙管理委員会から報告があった。

令和七年十月九日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

指 定 施 設		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
江 田 島 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	江 田 島 市 江 田 島 町 小 用 二 丁 目 17 番 1 号	名 称	小 用 交 流 プ ラ ザ